

大和市消防長及び消防署長の任命資格を定める条例

大和市消防長の任命資格を定める条例（平成 21 年大和市条例第 17 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、本市の消防長及び消防署長の任命資格を定めるものとする。

（消防長の任命資格）

第 2 条 消防長の任命資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- （1）消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。
- （2）大和市消防本部の課長若しくは担当課長又は大和市消防署の課長、担当課長若しくは分署長の職に 2 年以上あった者であること。
- （3）消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に 2 年以上あったものであること。
- （4）市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に 2 年以上あったものであること。
- （5）大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年大和町条例第 1 号）別表第 1 ア行政職給料表(1)の 4 級（前号に規定する職を補佐する職に限る。）以上の職に 3 年以上あった者であること。

（消防署長の任命資格）

第 3 条 消防署長の任命資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- （1）消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に 1 年以上あったものであること。
- （2）消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に 3 年以上あったものであること。
- （3）消防団員として消防事務に従事した者で、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に 3 年以上あったものであって、消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。